

発行所(郵便番号100)
 東京都千代田区丸の内2-4-1
 丸の内ビルディング617号室
 社団法人スウェーデン社会研究所
 Tel (3212) 4007・1480
 Fax (3212) 1447
 編集責任者 岡 沢 憲 夫
 印刷所 関東図書株式会社
 定価300円(年間購読料四千円)
 1993年6月25日発行
 第25巻第6号
 (毎月1回25日発行)
 昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

277

Bulletin Vol. 25 No.6

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
 (The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
 Marunouchi-Bldg., No.617 Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan.

わが国におけるオンブズマン制度導入をめぐる現況

玉川大学教授 川野 秀之
 Prof. Hideyuki Kawano

これまで何度か本報でわが国におけるオンブズマン制度導入をめぐる状況を紹介してきたが、今回は新潟市と長崎県諫早市の制度について、紹介することにした。いずれも必ずしも本格的・正統的なオンブズマン制度といえるものではないが、日本の行政風土に適した制度として、それなりに今後の発展を期待されるものであり、今後の状況次第では、成功する可能性とより本格的なオンブズマン制度への進化の可能性があるといえよう。

新潟市の行政評価委員会制度は平成5年2月1日、諫早市の市政参与委員制度は平成3年2月1日発足した。いずれも3名の委員によって構成されている。新潟市の行政評価委員会は、元高等裁判所長官の弁護士、女性の県教育委員、そして元新聞社論説委員長長の短大講師の3名で発足した。諫早市の市政参与委員は元市議会議員、元警察幹部、女性の元市家庭相談員の3名で発足した。川崎市の市民オンブズマンの元高等裁判所長官、元教育委員長長の大学教授、女性弁護士というパターンになって、どうやら3名で内1名が女性という川崎市型パターンが定着したように思われる。

これでわが国の地方自治体のオンブズマン制度は、川崎市の市民オンブズマン、中野区の福祉オンブズマンと併せて4つになった。しかし、いずれも執行部型であって、立法部型ではない。これはわが国の地方自治法では、議会の附属機関としてオンブズマンを置くことが困難であるからである。とはいえ、川崎・中野・諫早については条例で設置され、それなりに議会の関与ができる制度

である。それに対してもっとも新しい新潟の制度にはかなりの問題点がある。まず第一に、この制度は要綱によって設置された、純粋に市長の諮問機関である。したがって条例で設置された制度にくらべ、格段に地位は不安定である。たとえば市長が交代した際、もし廃止しようとするれば容易に廃止できるのである。また権限が限定的であるので、市民からの申し立てがなければ、開店休業の事態になることも確実である。しかも手当は安く、実費補償の色彩が強い。ボランティア精神豊かであれば、とても任期いっぱい動まらない職である。前記したように、苦情処理だけのためだけの機関ではなく、行政の個別案件について、その評価を行う機関であるが、全体的な評価を端的に行うことはできないので、やはり大きな限界があるといわざるを得ない。

目次

わが国におけるオンブズマン制度導入をめぐる 現況	川野 秀之	1
スウェーデンの新大学教育改革案	フォン・オイラー 三根子	2
スンドストレーム博士の来日	小野寺百合子	4
新刊紹介・SIPニュース		6

スウェーデンの新大学教育改革案

ストックホルム在住 フォン・オイラー 三根子
Ms. Mineko von Euler

1977年以来最大のものといわれる今度の新大学教育改革案が国会を通過したのは92年の12月。はや半年後の7月1日に新大学法として実施を控え、現在どの大学も学生募集や独自の教育プログラムの構成と仕上げに大わらわである。新改革が全面的に浸透するまで、旧システムの課程や単独のコースも並立して行われねばならない。おまけに近年来の深刻な経済停滞の結果7%強に上昇した失業者の一部は大学での高等教育に流れ込み、どのコースも登録者ははち切れんばかりの数である。そして今、大学にとって最も根本的な、いわば新大学法の中核である「大学の自治」が実際どのように具体化されるかに、各大学の将来がかけられている。政府に対する各大学の地位を強化する事が諷い文句となっているからである。では新大学法は果たしてそれぞれの大学にどんな意義をもたらしどんな可能性と課題を含んでいるのであろうか。

前回の大改革によってスウェーデンは6つの総合大学 (universitet) を中心に20余りの大学 (högskola) の所在地を持つ6大学地区 (hogskoleregion) に分けられた。総合大学は一定の研究費を国費から確保するウプサラ (学生数約2万人)、ルンド (同2万8千人)、ストックホルム (4万人)、ヨーテボリイ (2万5千人)、ウーメオ (1万1千人余り)、リンシェーピン (1万2千人) の6大学である。大学は現在では37に増え、北はルーレオ大学から南は国際大学の特色を掲げるヴェックシェー大学、理工科では最先端を行くヨーテボリイのシャルマッシュ大学とストックホルムの王立工科大学、ストックホルムには他にも医学のカロリンスカ研究所や商科大学などがあり、皆それぞれのプロフィールを打ち出している。今後はどの大学も更に数々の独自のコースを設け、個性を發揮し学生確保に力を入れることになる。というのは、改革案の一部は大学への国庫補助分配のシステムに関するからである。それ以外に入学審査手続き、単位の修得と単位数に基づく修了証書の種類、そして大学内組織の変革も改革の重点として挙げられる。それを簡単にご紹介しよう。

まず第一は大学の財政の要となる国庫補助についてである。今学年 (93年の秋) から補助額の30%は学生金 (studentpenning) として入学時に大学に支払われ、残る70%は学業成績、一年生に何

単位習得したか、によって支払われる。すなわち大学への補助金は学生数と教育の成果に左右され、政府はこれによって優秀な学生を得ようとする大学どうしの競争により教育効果と質の向上を図ろうとしている。

第二には今までは大学庁 (UHÄ) に任されていた入学審査がこれからは原則的には各大学の手 に委ねられる。これは大学レベルで各々の特別入学資格を定め、それにより選考を行うことになるが、実際的には大学サービス庁 (VHS) がコーディネートすることにより、学生にはいくつの大学のどんなコースであれ願書はVHSに一通送れば手続きができ、事務処理も一か所で行われるので合理的である。全国大学案内書もVHSに申し込めば手に入る。しかし少数ではあるがVHSからこういったサービスを受けないところもある。また単独コースの登録は今まで通り各大学が受付し審査する。それに同名のコースでも大学によって内容が異なったりする為、詳しい案内はやはり各大学に問い合わせる必要がある。

第三には教育課程制度 (大学基礎教育のうち今までlinjeと呼ばれた中央から教育内容を指定されていたもの) が廃止され、以後教育プログラムと呼ばれる。課程に含まれていた科目はコースと名を変え、言わば単独コースと同格になる訳である。これにより原則的には学生は数あるコースを自由に組み合わせて3種類のレベルの修了証書を得ることができる。80単位の専門科目を含む160単位を得ると修士課程 (マスター) に相当するマギステル (magisterexamen)、60単位の専門科目を含む120単位を取ればカンディダート (kandidatexamen)、80単位で大学修了 (högskoleexamen)、となる。しかし全ての大学がこの3種の修了証書を授与できる訳ではなく、それには政府の認可がある。修士号を出せるのは総合大学と大規模な専門大学のみだが、限られた分野でならば現在カールスタ、ヴェックシェー及びエーレプロ大学も修士号を出す許可を与えられている。将来はエステルズンド、スンスバル/ヘルネーサンド大学を合併した中部大学も修士号大学に格上げする計画もある。とはいってもどの教育プログラムも単独コースで成り立っている訳ではない。やはり中央から教育内容の定められた42の職業資格課程 (例えば医師、教師、技師、法学士等) があり、こう

いった教育課程への入学資格は大学法の補足である大学法令に定められてある。

第四には大学入試の一般入学資格が今秋より実施される新高等学校の3年制高等教育プログラムと結びつけられるため今までの高校卒業資格も25:4制度(満25才及び4年間の職業経験)も西暦2000年迄パラレルに通用することになる。また大学基礎教育から研究者課程に進むための単位数が今までの80単位を120単位に上げ、博士課程修了証書には成績表をつけることが決定された。

第五はこれらの改革に伴う大学内の組織の変化である。今後は大学運営委員会下の運営機関には教官が役員半数以上であること、教官には政府から任命された教育と研究の双方に携わる者(教授等)と講師及び学生の代表者が含まれていること、また政府が学長を任命し、学長は運営委員会の提案に基づき学部長を任命することになる。これは大学の使命である教育機関としての機能と研究機関としての機能の関連性を緊密にするために、学部委員会が大学基礎教育及び研究の管理面での全般的責任を負うことをも意味する。その他国庫から研究費が出る博士課程研究者のポストは博士号修得後更に1年間、研究助手の職務は2年間に延長でき、特に優秀な講師には助教授の地位を与える等という優遇と昇進の可能性が強調されている。

こういった改革がなされた背景にはまず将来のヨーロッパ共同体の一国として他の加盟国の教育システムに相応する大学教育を築いておく必要性が叫ばれたことが考えられる。これまでは歴史や伝統の差はあっても学術面では全国どこの大学でも同質の教育を目指して、財源に関しては中央から研究費も詳細にわたり指示があり、その枠内であれば独自性は奨励されてきた。今その枠を外そうというのだ。すでにErasmus, Comettなどの交換学生プログラムもスタートしている。

次に大学の管理はスウェーデンの地方政治にも重要な要素とされて来ている。これまでに行われた大学やその他の高等教育、就職と職場に於ける男女機会均等についての一連の調査結果がいずれも両性共に代表される組織や職場の長所(大学では学術面での視野の拡大と質の向上をいう点)を強調している。事実、中堅の優秀な大学教官の中に多数の女性が見られるのに教授レベルには極端に少ないのは家庭を顧みる故キャリアのため転居することを憚る者が多いからだとも言われている。そして従来の大学内の男性優位のヒエラルキーは中央支配の伝統の産物であると見做される。地方分権は女性の学識や視野を生かし女性の業績を認める機会を増やすものでありそれが各大学の学術

的質の向上に繋がるという考えが反映していよう。教育大臣ベール・ウンケルの言葉を借りると大学がその教育成果によって財源を得るとことは大学における基礎教育を重視することに他ならない。これはまた学生が期限内に学業を修め得るだけの質の良い教育を与えることであり、それには一番優秀な教師が授業を持たねば出来ないことである。今迄のように最良の教育者が研究に逃避することがあってはならないのである。

では当の学校関係者は改革をいかに受け留めているのであろうか。改革の意図はある面では確かにポジティブな印象を与えよう。しかし実績と国庫補助の配分の直結は大学という学術機関の企業化を匂わせる。また学生金という呼び方でも分かるように補助金は教育期間中に学生について回り、留学、転学、研究分野の変更等学生の移動は次年度予算を狂わせ、事務処理は煩雑を極めるのではないか。終身教育の国柄ゆえ年齢に係わらず大学に通う国民が多いが、フルタイムで学業しない学生はどうなるのか。機会均等化を目指し性別により学生数に偏りのある教育プログラムに異性の学生を増加することが叫ばれているが、女子学生を増やしたが、出産や育児等の理由による学業の遅れ、休学や中退も増えることになれば女性敬遠の傾向に繋り却って機会均等を阻むのではないか。また予算額確保の為に修得単位の安売りにはならないか。疑問は数ある。他方、学術面で優れた教師によって最新の研究結果が基礎教育に反映され学生を刺激することは大学だけでなく学術の将来には実に魅力的なことである。優秀な教師による質の高い教育を与える大学は己ざと出来る学生を引き寄せ、その評判は海外にも広がる。研究者の優遇、助教授の地位が多くての優秀な学術研究者の企業への流出を防ぐことにもなり女性の地位の向上にも繋る。

この改革もまた、両刃の剣と言えよう。

秋の新学年まであと約3か月、入学受付は5月2日で締め切られた。今年度の競争率はまれにみる激しさである。人気のある教育プログラム(医学、建築学、ジャーナリズムその他)は全科目とも最高点の5が必要である。学生には7月下旬に仮入学通知、それに漏れた者は8月11日に届く補欠入学に望みをかける。最終通知がその頃着くはずだからである。内申とそれを補足する大学資格試験に自信の持てない者は念の為海外でのホームステイや就職、留学等の手続きをしているに違いない。なぜなら6月初めにはもう高校の卒業式。後はアルバイトと夏をいかにエンジョイするかが問題である。しかし労働市場は厳しく若者の職は

皆無に近い。125年間例を見ない早い春の訪れからすでに真夏の陽気にうだりながら近い将来の見通しの少しもつかない者も多いことだろう。しかし各地の大学でもVHSでも寸分を惜しんでの準備が行われている。理想の実現はただの夢ではな

く情熱ともいえるスウェーデン気質である。伝統的に“知識と啓蒙”に高い価値を置く国柄でもある。この国の最高の教育を司るという大学のあり方を内外ともに変えようとする最初の一步は、すでに踏み出されている。

スンドストローム博士の来日

Dr. Gerdt Sundström's visit to Japan

顧問 小野寺 百合子
Advisor, Ms. Yuriko Onodera

イエンチェピン (Jönköping) 県立老年学研究所のスンドストローム博士が、1993年4月1日から30日まで東京に滞在し、日本の老人問題を調査研究された。博士のこの度の来日のテーマは、1) 民間立の老人住宅と、2) 老人の在宅サービス (ホームヘルパー) についてであって、博士は詳細な希望項目を前もってよこしていたので、日本側は博士の要望に的中するように訪問先を用意することができた。博士は滞在を終えたとき非常に満足し感謝されたが、日本側としては博士の来日された背景こそ最も関心のあるところであって、日瑞関係は将来に向け互いに学び合うという意味の生まれてきたことを痛感した。というのは日本とスウェーデンとでは、すべてが別々の事情であったのが、だんだんと近寄ってきて互いに手の届く間柄になってきつつあるからである。

第二次世界大戦の終わった時点で、日本とスウェーデンの老人問題には大差があった。当時の日本の老親は子に扶養されるべきものとして子の世帯に同居するのが普通であった。旧民法の「長子の親を扶養する義務」は廃止されたが、「直系血族及び兄弟姉妹を扶養する義務」がこれに代り、親が子に扶養されるのは依然として当然であった。大部分の親は子と同居していたから、老人世帯という問題は起こらなかった。一方でスウェーデンは当時既に親と子と同居して扶養されるという風習はもうなかった。親と子はそれぞれ独立した市民として別々に世帯を持っていた。親が年をとって働けなくなり収入が無くなっても子は親を経済的に授けることはせず、食べられないともなればそれは国の責任で、公的扶助法 (生活保護法に当る) によって救われた。当時老人の半分は公的扶助法の対象であった。それでも間に合わない場合には公立老人ホームに収容された。子は親をホームに見舞ったり夏休みなど親を一時滞在はさせるが、引続き引取ることはしなかった。

戦争終了より今日までの間のスウェーデンの老人福祉制度の発展はめざましいものがあったが、それが無収入の老人でも社会の中の一市民として生活していただくの基本をカバーする年金、文化的設備のある住宅に住むための家賃補助、老弱になってもわが家に住みつづけるための在宅サービス——ホームヘルプ制度、それでも世帯が持てなくなったときには個室で設備の行き届いた老人ホームへ収容してもらえる、そのチャンスは国民すべて平等に持っており、それがすべて公費で賄われたのであった。

スウェーデンの好景気時代にそこまで完備された老人福祉は経費が膨脹するばかりであった。それで景気後退の時期にはいると、国の総予算を圧迫しはじめ、福祉予算も圧縮せざるを得なくなった。既に出来上っている諸制度を維持継続するためにも国の財政を期待できないことになってきた。そこで民間活力を利用しなければならないという発想がでてきたのである。民間というときには営利事業と非営利事業とがあるが、いずれにしても利用者の自己負担というものが生じてくる。国民は従来のように国が用意し運営する公費の福祉にのみ依存することは許されなくなる。その代り種々のアイディアによって創設され運営される公私の福祉施策を国民は自由に選択することが可能になる。1992/93年度の社会省予算案の冒頭に「自由選択の革命」という言葉が掲げられている。まさに革命的な社会福祉制度の転換である。

スンドストローム博士の研究テーマである老人住宅についても、スウェーデンでもう既に住宅供給公社や労働組合が老人住宅建設をはじめとっており、次いで民間企業も老人用の設備をした一戸建て住宅もアパートも、賃貸住宅も買取り住宅も建設または計画を進めているという。

日本ではこの半世紀の間に、老親が子から独立して生活を指向する傾向が進んできた。子の世帯に同居する親の数はこの間に80%代から35%に減

じた。日本では独立希望の老人に対しては全くプライベートの事情として公けが関与しないのが普通である。わが国でも老人事情には変化があり、年金制度の整備とか労働市場の停年延長などで、独立できる老親が増加しているから、住宅問題も民間企業に任されてあった。ところが最近になって地方自治体があまり裕福でない老人の独立世帯の希望を援けるプロジェクトが発足した。これは民間が様々の規模で様々の形式に自由に建設した老人用住宅を、区役所が借り上げ、区民に対しては所得の上限下限を設定して所得に応じた家賃で入居させて差額は区が家主に支払うというものである。博士はこれに非常に興味を示された。

在宅サービスはスウェーデンでは全面的に地方公務員であるホームヘルパーの働く事業であって、一部家族がホームヘルパー並みに働くことが許されている。この事業は老人が弱っても老人ホームやナーシングホームへ収容しないでなるべく在宅のまま生活させるため、老人福祉の重要な要素である。それなのに最近では要員確保の問題や老人の世話自体の変化など色々と問題が生じてきつつあるので、博士は日本の実情を調査して参考に資す

るため期待をもって来られた模様である。ところが先ず驚かれたのは、日本のホームヘルパーは単独老人の世帯だけでなく老人を含む家族世帯にも派遣されていることであった。日本はやはり家族の中に含まれている老人が主流で、独立しなければならぬスウェーデンの老人の厳しさとは違うことを感じられたようである。次に日本の在宅サービスプロジェクトには、区役所所管のホームヘルパーのほかには公社あり、派遣婦会あり、ボランティア団体ありで、あまり複雑でよく理解できないといわれた。

スウェーデンと日本の老人福祉のあり方はそもそもその始まりの事情から別であり、それぞれの道を発展していくうちに接近していった、共通の問題点が生じることも多くなった。長年の間日本はスウェーデンに学べ学べといわれてきたが、今や互いに学び合って互いの適正点を見出す努力をする時代であろう。スンドストレーム博士は、日本で学んだ調査研究の結果を一冊の本にまとめ、また講演などもして、スウェーデンの研究者たちの資料に供するといっている。博士が「日本に学ぶ」という言葉が使われたのはショックであった。

《新刊紹介》

『スウェーデンを検証する』 岡沢憲芙著 早稲田大学出版部 1993

目次のページを開くと、《生活大国》の文字が並んで目に飛び込んできます。「経済大国から生活大国へ」との本書のことは通り、日本はこれから、生活の豊かさを感じられる社会の実現を目指す方向へ歩みだそうとしています。しかし、高齢化社会や家族のあり方の変化、外国人労働者の増加とその処遇、環境保護等々取り組まなければならない困難な問題はいまや目の前に迫っています。

一方、スウェーデンにおいてはすでにこうした諸問題は経験済みであり、《生活大国》も現実のものとされていることは、広く知られているところです。

本書は、現在日本でも関心の高まっている生涯学習、労働環境、女性の社会参加や夫婦別姓、在住外国人などの諸問題に対してスウェーデンがどのように考え、どのように取り組んできたのかをわかりやすくとりあげています。全体を通して、スウェーデンの《生活大国》ぶりについて《経済大国》日本との対比を織り込みながら、明快に、語りかけるように書かれています。さらに、写真や統計、図表も数多く使用されており、よりわかりやすいように工夫されています。

先例としてのスウェーデンの様々な試みは、今後の日本のとるべき道を考えるにあたって大いに参考になるものでありましょう。

(木下 淑恵)

〈SIPニュース〉

スウェーデンの開発援助管理のための新戦略

外務省の発表によると、スウェーデン政府は、今後、各受納国のための長期計画である「カントリー・スツレイトジィ」(Country Strategy)に沿って、初期段階の開発援助のプランニング、調整、管理に参加する予定であるという。同戦略の下では、大使館や開発援助局は統合されて、共通の原則及び基本理念を抱くこととなる。

なお、その目的とは、政府及び開発援助官庁の各々の責任と義務をより明確に定義することで、効率をアップすることにある。このための法案は、3月31日に国会に提出され、明確な役割分担の重要性を

強調している。同案は、今日では、行政学で扱われる目的と結果による管理に基づいている。政府は、既存の管理手段をより効果的に利用する一方で、当該官庁により多くの仕事を任せる予定である。ただし、政府は各受納国の政府との初期段階の交渉に、自ら責任を持つことを強調している。

また、スウェーデン政府は、個々の受納国と我国との開発協力のための総合的目的及び方向性を含むカントリー・スツレートジの起草を予定している。なお、それらの戦略は、それぞれの国の当該官庁の今後の開発援助努力の基礎となるものと見込まれる。政府レベルでの受納国との討議は、カントリー・スツレートジが定式化される前に、行われる予定である。

新制度は、援助の目的と方向性及び達成が期待される結果に焦点が当てられることを意味する。開発援助の有効性に対する受納国の責任はより明確になるものと思われ、様々な形態の援助間での柔軟性が増すであろう。トータルな開発援助の枠組を構成する様々なサブプログラムが、数年間に亘って効力を有する受納国との間で交わされた協定で保証されることとなる。受納国の安全保障のプランニング及び長期的状況もこのようにして保証されていく。
(SIP 148/93)

212ページに及ぶ北欧の環境問題レポート

北欧閣僚理事会が豊富なきし絵入り、総ページ数212ページの環境問題レポートをまとめ出版したが、そのタイトルは「北欧の環境 - 現在の状態、動向、脅威に関して」というものである。同書は、北欧諸国の環境状況に関する初の全体像とでもいうべきもので、環境開発及び汚染の影響、これらの影響による最近の自然の変化と将来、考えられる脅威といったことに関してレポートしている。

同レポートによれば、北欧地域においては風景が極めて多様であり、南部は種の豊富な落葉樹林や肥沃な耕地を擁する一方で、北部には荒れはてた山々や氷の平原が広がる。同レポートは、序説に3章を費やして同地域の元々の状態、今日の人間による天然資源の利用、国境を越えた広域の大気汚染に関して言及している。また、残りの章では、森林や街を含む7様の風景に関して報告がなされている。それらの章は、農業、森林、他の形態の土地利用の環境的影響力及び汚染物質等の影響に関して、言及がなされている。

概していえば、北欧の環境は広範な変化と脅威にさらされている。因に、本レポートの最大の目標は、様々な環境上の脅威を推し量り、それらのうちのどれが最も重大であるかを査定することである。これらの脅威は、一連の図表を用いて、概説されている。

物理的干渉の影響に比較すると、汚染の影響は限られたものである。北欧地域の場合、産業による放出物は、概して、かなり減少した。しかしながら、化学物質は拡散して、貴重な天然資源等に、少なからぬ害を与えている。また、無害となるのに時間のかかる汚染物質は、広域に分散する。すなわち、北欧地域に顕著な大気汚染問題は、諸外国から運ばれてくる汚染物質によるものである。(SIP 147/93)

精神障害者や身体障害者のためのより良いサービスに関する政府法案

此の程提出された政府法案により、今後スウェーデンの重度障害者は、自身で選択した個人的なアシスタントをつける権利を有することとなる。提案された改革案中には、新しい法律であるLSS(サポートとサービスに関する法律)が含まれる。コストは16億クローナ(256億円)と見込まれ、施行となるのは1994年1月1日からである。

提案された特別なサポート及びサービスを受けられるのは、以下の3つの被定義グループである - まず初めに、精神障害者及び自閉症の人々；次に、怪我や疾病による脳の損傷で、重度の障害を負った人々；最後に、年齢とは関係なしに、日常生活を送るのが不可能な治癒不能の身体障害または精神障害を負った人々。幾つかの現行法に代替することとなるLSSの基本的目的とは、障害者の生活状況や社会への参加という点での彼らの平等性をできる限り促進することである。

LSSの最重要の特徴とは、定年前の年齢で、個人的介護の必要を要請する人々に、それを受ける権利を与える点である。同サービスは地方当局を通じてなされるが、それらの諸機関は、障害者が、自分自身が選択して人を雇用することができるよう財政的援助もしくはアシスタントを提供する。一週につき20時間以上に亘って、個人の介護者が必要な場合は、社会保険制度を通じて、給付が受けられる。

LSSは、また、待ち時間の短縮等、社会復帰訓練のための施設の改善や補助器具供給の円滑化等の作業も取り扱う。この他、障害をもった子供のいる家庭への財政的援助の増額や聾者及び聾盲者への通訳サービスを保証するパッケージ案等も提案されている。
(SIP 102/93)